

件名	愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年6月22日公布、平成24年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により「介護保険法」が改正され、<u>附則第10条（財政安定化基金の特例）</u>が新たに設けられたことに伴う改正</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>平成24～26年度の第1号被保険者の保険料率の増加の抑制を図るため、平成24年度に限り基金の一部を取り崩すことができることとされた。 <b>条例附則第3項を追加</b></p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 省略 (処分の特例)</p> <p><u>3 基金は、平成24年度に限り、第7条の規定にかかわらず、法附則第10条第1項の規定に基づき、その一部を処分することができる。</u></p> </div>	
施行日	平成24年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>介護保険法の改正に伴う財政安定化基金の取り崩しについて</p> <p>取崩し額は拠出者である国・県・市町村に返還され、市町村分は第5期計画期間の保険料上昇の抑制に活用される。</p>	